

公 告

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和2年9月1日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 業務内容

(1) 業務名

公園内のイノシシ被害軽減のための獣害対策支援業務

(2) 業務の仕様等

公募型プロポーザル説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年3月15日まで

(4) 履行場所

尾道市栗原町997ほか（広島県立びんご運動公園及びその周辺）

(5) 事業予算額

5,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※1件あたりの契約額は2,500千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※2件程度の契約を予定している。

2 公募型プロポーザル参加資格

提案者（コンソーシアムを組織する場合は、コンソーシアムの代表者及びコンソーシアム内の各構成員）の参加資格については、次の各項に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 本件調達の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (6) 広島県の求めに応じて速やかに権限のある者を来訪させることが可能な者であること。
- (7) 広島県税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) その他、参加資格については仕様書による。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法
ア 交付場所

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木建築局都市環境整備課（広島県庁北館 5 階）
電話（082）513-4142(ダイヤルイン)

イ 交付期間

令和 2 年 9 月 1 日（火）から令和 2 年 9 月 15 日（火）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律〔昭和 23 年法律第 178 号〕に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時 30 分までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、広島県ホームページからダウンロードする、又は郵送により請求すること。ただし、郵送による請求の場合は、上記イの期間内に必着することとし、返信用の封筒及び切手を同封すること。

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

ア 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、公募型プロポーザル説明書に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類（以下「公募型プロポーザル参加資格確認申請書等」という。）を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

イ 提出先

上記(1)アの場所

ウ 提出期限

令和 2 年 9 月 15 日（火） 午後 4 時 30 分【必着】

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。

エ 提出方法

持参又は郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成 14 年法律第 99 号〕第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者又は同条第 9 項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）による。ただし、郵送等による場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 2 年 9 月 17 日（木）までに通知する。

(3) 提案書の提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号
広島県土木建築局都市環境整備課（広島県庁北館 5 階）
電話（082）513 - 4142(ダイヤルイン)

イ 提出期限

令和 2 年 10 月 5 日（月） 午後 4 時 30 分【必着】

持参の場合は、平日の午前 9 時から午後 4 時 30 分まで。

ウ 提出方法

持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとす

る。提案書及びその他の補足資料は、正本（1部）、副本（7部）及び電子媒体（CD-R 又は DVD-R）1枚を提出すること。

4 最優秀提案者の決定

(1) 審査方法

提案書、提案書に係るプレゼンテーション、ヒアリングの内容を基に、あらかじめ定めた提案書評価基準に従い、公園内のイノシシ被害軽減のための獣害対策支援業務公募型プロポーザル選定委員会が審査し、提案書評価基準に定める要件を満たし、かつ、高い評価値を得た複数者を審議の上、優秀提案者（2者程度）として決定する。

なお、審査は1次審査を書面で行い、その中から高得点を獲得した提案者5者程度について、2次審査をプレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

(2) 提案書評価基準

評価項目については、提案書評価基準に掲げる項目を対象に、評価を行う。

(3) 結果の通知

令和2年11月9日（月）までに、すべての提案書提出者に対し通知する。

5 その他

(1) 契約の締結

優秀提案者と提出された提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で、契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容等について一部変更する場合がある。

委託期間は、委託を受けた日から令和3年3月15日までとする。提案者がコンソーシアムの場合、広島県の契約担当職員と事業代表者が契約を締結することを原則とするが、必要に応じて契約の相手方を調整する場合がある。

委託期間終了後の新たな契約については、成果報告後に広島県と広島県から申し出を受けた者との協議によるものとする。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

ア 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった業種の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者

契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

イ 上記ア以外の者

免除

(4) 公募型プロポーザル参加者に求められる義務

公募型プロポーザル参加者は、契約を担当する職員から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) その他

公募型プロポーザル説明書による。

6 問い合わせ先

〒730-8511 広島市中区基町 10 番 52 号

広島県土木建築局都市環境整備課（広島県庁北館 5 階）

電話 (082) 513 - 4142(ダイヤルイン) ファクシミリ (082) 223 - 2397

電子メール : dokankyoseibi@pref.hiroshima.lg.jp